

この通知は移行対象事業所（事業所の利用定員が19人未満）にお送りしています。
直近で利用定員19名以上に変更された事業所については、申し訳ありませんが、
破棄していただきますようお願い申し上げます。

平成28年3月28日

市内指定通所介護事業所 管理者 殿

八王子市福祉部
高齢者いきいき課

地域密着型通所介護への移行に伴う「みなし指定」の対応について【重要】

日頃より、八王子市の介護保険行政の円滑な実施に御協力をいただき、ありがとうございます。

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成28年4月から、利用定員19人未満の通所介護については「地域密着型通所介護」へ移行します。

これに伴う、八王子市から地域密着型通所介護に係る指定を受けたものとみなす経過措置（いわゆる「みなし指定」）について、八王子市外の区市町村の被保険者が利用している場合においては、当該事業所所在地外区市町村から受けることとなります。

ただし、「みなし指定」がかかるのはあくまでも平成28年3月末現在利用されている被保険者のみであり、4月以降に利用される被保険者についてはみなしの対象とはならず、新たに該当区市町村に指定申請等の手続き等を事前に行わないと請求ができませんのでご注意ください。

つきましては、当該被保険者の利用について事業所所在地外の区市町村への連絡がまだお済みでない事業者については、下記により平成28年4月11日（月曜日）までに、該当区市町村へ情報提供をお願い申し上げます。

なお、この情報提供は「みなし指定」の効力に影響するものではありません。適切な給付管理や指定更新等の手続などにおいて、保険者との円滑な連携等を目的とするものです。

記

- 1 平成28年3月末現在、八王子市の被保険者外の区市町村の被保険者が利用しており、かつ4月以降も利用を継続する場合（利用者の現住所は問いません。）

別紙参考様式のとおり、当該区市町村（都外の区市町村を含む）へ被保険者の氏名等について必ず情報提供していただきますようお願い申し上げます。

（例：日野市の被保険者が利用している場合は、当該被保険者の情報を日野市へ送付する。）

- 2 送付先は、別添「情報提供先区市町村一覧」をご参照ください。

- 3 八王子市への送付は不要です。

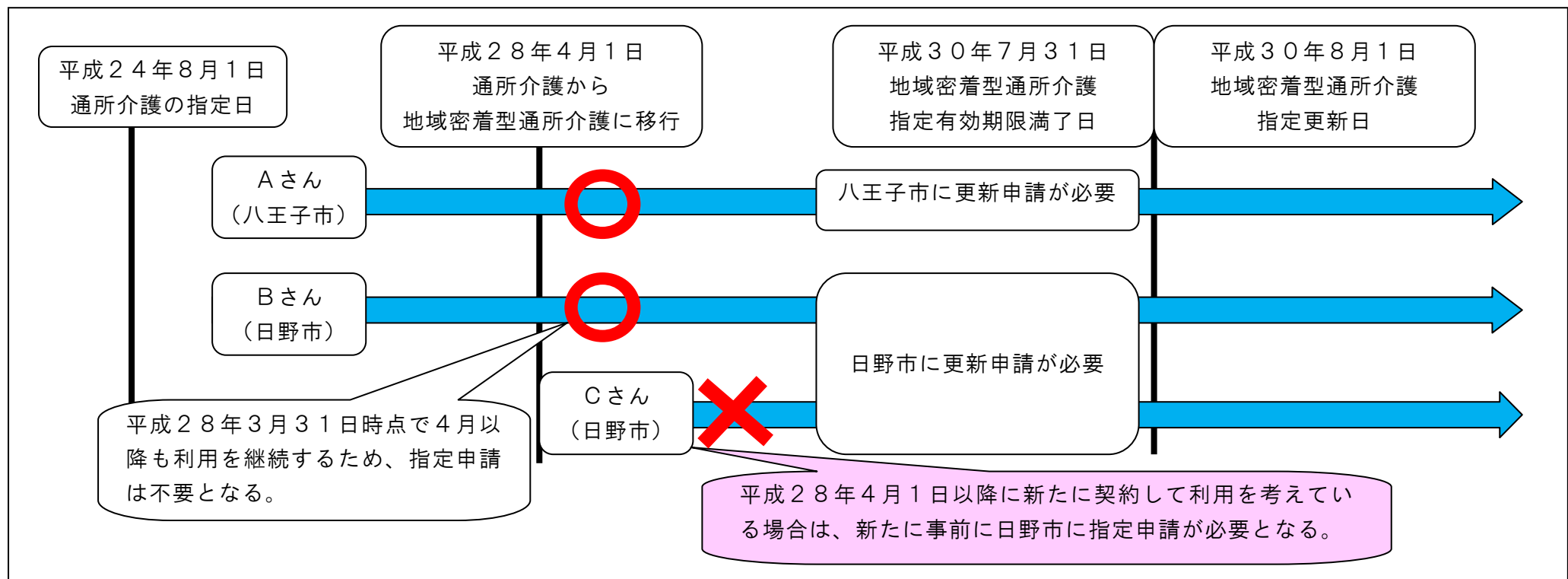
【お問合せ先】

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当
電話 042-620-7452（直通）

利用者別による利用可能の有無（要介護の利用者のみの場合）

利用者別	平成28年3月末時点で4月以降も利用を継続する場合	平成28年4月1日以降に新たに契約をして利用を考えている場合
八王子市の被保険者	手続き等なしで利用可能	手続き等なしで利用可能
八王子市に住民票のある他市の住所地特例者	手続き等なしで利用可能	手続き等なしで利用可能
他市の被保険者	手続き等なしで利用可能（みなし指定） ※ 下記例のBさんに該当	事前に他市に指定申請等の手続きが必要 ※ 下記例のCさんに該当
他市に住民票のある八王子市の住所地特例者	手続き等なしで利用可能	手続き等なしで利用可能

例：事業所の指定有効期限が平成30年7月31日の場合



※ 地域密着型通所介護に移行するのは、介護部分のみ。予防部分は密着型サービスには移行しない。

要介護と要支援の利用者のパターン別

利用者	住民票	結果
平成28年4月1日以降の新規利用の要介護の方	八王子市の被保険者	地域密着型通所介護として利用可能
	八王子市に住民票のある他市の住所地特例者	
	他市の被保険者	他市に密着型通所介護の指定申請が必要
	他市に住民票のある八王子市の住所地特例者	地域密着型通所介護として利用可能
平成28年3月末時点で利用中の方が4月1日以降に認定更新等で要支援から要介護になった場合 (総合事業から介護給付へ移行)	八王子市の被保険者	予防通所介護相当サービスから地域密着型通所介護へ移行し利用可能
	八王子市に住民票のある他市の住所地特例者	
	他市の被保険者	他市に密着型通所介護の指定申請が必要
	他市に住民票のある八王子市の住所地特例者	予防通所介護相当サービスから地域密着型通所介護へ移行し利用可能
平成28年4月1日以降の新規の要支援の方	総合事業の予防通所介護相当サービスとして利用可能	
平成28年3月末時点で利用中の方が4月1日以降に認定更新等で要介護から要支援になった場合 (介護給付から総合事業へ移行)	総合事業の予防通所介護相当サービスとして利用可能	

まとめ

- 平成28年3月末時点で利用している他市の被保険者については、みなし指定がかかるため継続利用可能。
- 平成28年4月1日以降に新たに契約して利用を考えている場合は、事前に他市に指定申請が必要となる。
⇒市によっては他市の事業所の利用を認めない場合もあるため、事前に確認が必要となる。同意が得られない場合は受け入れることができない。
- 事業所の指定更新時には、八王子市に更新申請が必要となるが、他市の、みなし指定されている利用者も指定更新日以降も継続してサービスを受ける場合は、該当市にも更新申請が必要となる。
- 密着型通所介護に移行するのは、あくまでも介護部分のみであり、予防通所介護及び予防通所介護相当サービスについては密着型サービスには移行しない。